

全国こども政策関係部局長会議

令和7年1月

こども家庭庁長官官房

《 目 次 》

1. 自治体におけるこども政策

について

1. 自治体こども計画策定支援…………… P. 4
2. こども・若者の意見反映…………… 11
3. 若者の将来設計(ライフデザイン)支援・ 19
4. こども未来戦略「加速化プラン」…………… 23

2. こどもまんなかアクション

について

1. こどもまんなかアクションについて…………… 30

3. 「こどもの福祉と保健に関する

状況報告」の実施について

1. 「こどもの福祉と保健に関する状況報告」
の実施について…………… 36

4. こども政策DXの具体的な取組

について

1. こども政策DXの具体的な取組について・ 38

自治体におけるこども政策について

こどもまんなか
こども家庭庁

本日のアウトライン

- 自治体こども計画策定支援
- こども・若者の意見反映
- 地域の少子化対策・若者の将来設計(ライフデザイン)支援
- こども未来戦略「加速化プラン」

自治体こども計画策定支援について

こども基本法（地方公共団体関係部分）

- こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法。
- 同法においては、以下のとおり、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある

【第5条】 地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

【第10条】 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定（努力義務）

- 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする（こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること）
- 各計画は、既存の各法令（※）に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能
※ 子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等

【第11条】 こども等の意見の反映

- 地方公共団体（※）は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、**こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置**（例：こどもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等）**を講ずるものとする**
- ※ 「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれると解される
- **具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断**
- 聴取した意見が**施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバック**することや広く社会に発信していくことが望ましい

【第13条、第14条】 関係機関・団体等の有機的な連携の確保（努力義務）

- 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努めるものとする

都道府県子ども計画、市町村子ども計画とは

子ども基本法上の位置づけ

(都道府県子ども計画等)

- 第十条 都道府県は、子ども大綱を勘案して、当該都道府県における子ども施策についての計画(以下この条において「都道府県子ども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、子ども大綱(都道府県子ども計画が定められているときは、子ども大綱及び都道府県子ども計画)を勘案して、当該市町村における子ども施策についての計画(以下この条において「市町村子ども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども計画又は市町村子ども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県子ども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であつて子ども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村子ども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であつて子ども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

子ども大綱上の位置づけ

第2 子ども施策に関する基本的な方針

(6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

子ども施策の具体的な実施を中心的に担っているのは地方公共団体であり、国は、地方公共団体と密接に連携しながら、地域の実情を踏まえつつ、国と地方公共団体の視点を共有しながら、子ども施策を推進する。多くの地方公共団体において、地域の実情に応じた自治体子ども計画が策定・推進されるよう、国において支援・促進する。

第4 子ども施策を推進するために必要な事項

3 施策の推進体制等

(3) 自治体子ども計画の策定促進、地方公共団体との連携

(自治体子ども計画の策定促進)

子ども基本法において、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県子ども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県子ども計画を勘案して、市町村子ども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。自治体子ども計画は、各法令に基づく子ども施策に関する関連計画と一体のものとして作成できることとされており、区域内の子ども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層わかりやすいものとするなどが期待されている。

子ども施策に関する計画を自治体子ども計画として一体的に策定する地方公共団体を積極的に支援するとともに、教育振興基本計画との連携を含め好事例に関する情報提供・働きかけを行う。自治体子ども計画の策定・推進状況や子どもに関する基本的な方針・施策を定めた条例の策定状況についての「見える化」を進める。

都道府県こども計画、市町村こども計画の策定支援(1)

～こども政策推進事業費補助金（自治体こども計画策定支援事業）～

- 自治体が行うこども計画策定に向けた地域の実情を把握するための実態調査、調査結果を踏まえたこども計画の策定経費に対し支援するもの。早期にこども計画の策定を進める地方自治体を重点的に支援する。（本補助金は令和8年度までを想定。）また、補助事業実施自治体含め、全国の好事例を調査し、広く横展開を図る。
- 補助基準額 都道府県：5,000千円 市町村：3,000千円
- 補助率 1／2（国庫補助上限額 都道府県：2,500千円 市町村：1,500千円）
- 国予算 令和5年度当初予算 0.7億円
令和5年度採択自治体（交付自治体数38、事前協議自治体数423）

令和6年度当初予算 0.7億円（令和5年度補正予算1.3億円）
令和6年度採択自治体（交付自治体数151、事前協議自治体数427）

令和7年度当初予算（案） 0.7億円（令和6年度補正予算0.7億円）

都道府県こども計画、市町村こども計画の策定支援(2)

～こども政策推進事業費補助金（自治体こども計画策定支援事業）～

（補助メニュー1）自治体こども計画策定に向けた調査等



- ① こども・若者の意識調査、こどもや子育て当事者等からの意見聴取等、地域住民の意向等を把握するための調査
- ② 子どもの貧困に係る調査、子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査等、個別の調査を複数行い、全体としてこども大綱を勘案した内容となる調査
- ③ ①及び②の調査結果に基づき、課題の整理や施策の方向性を検討するための分析及び支援ニーズに応えるため地域に現存する資源量の把握



【留意点】

- ア 上記①～③に掲げる調査等のうち、原則として、自治体こども計画以外の計画策定のための個別の調査・取組のみを行う場合には本事業の対象とはならない。
（自治体こども計画策定のための調査を複数年度かつ複数の調査方法にて行う場合、実施計画書にその旨を記載すること。交付対象は当該年度分の経費のみが対象となる。）
- イ 実態調査・分析等に当たっては、必要に応じて、外部有識者や地域の実情に知見を有している民間団体の協力を得るなど、効率的な実施や有効な調査・分析結果が得られるよう創意工夫に努めること。

（補助メニュー2）調査結果を踏まえた自治体こども計画の策定



- ① 自治体こども計画の策定に向けた検討会議等の運営
- ② 計画案に対するこども又はこどもを養育する者その他関係者の意見を反映させる機会の確保など
（例：対面やオンラインでの意見交換、パブリックコメント、検討会議等へのこどもや若者の参画など）



【留意点】

- ア 常にこどもの最善の利益を第一に考え、こども施策担当部署だけでなく、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関と幅広く意見交換を行い、計画の策定を進めること。
- イ 庁内関係部署やその他関係機関、NPO等の民間団体との有機的な連携の確保に努め、多様な意見の聴取に努めること。
- ウ 必要に応じKPI等を設定し、効率的な運用となるよう努めること。
- エ 聴取した意見については、反映した意見、未反映となった意見、未反映となった理由について整理しフィードバックするよう努めること。
- オ 計画がこども・若者にとってわかりやすいものとなるよう努めること。

都道府県こども計画、市町村こども計画の策定支援(3)

自治体こども計画策定のためのガイドライン

令和6年5月公表



○こども基本法第10条において、

- ・都道府県は、こども大綱を勘案して「都道府県こども計画」を作成
 - ・市町村は、こども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成
- する努力義務が課せられています。



○本ガイドラインでは、地方自治体が自治体こども計画策定にあたり必要な基礎事項や留意点、事例等を取りまとめています。



こども大綱

こども・若者の健やかな成長への支援、少子化対策、こどもの貧困対策など、幅広いこども政策に関する基本的な方針と重要事項等を一元化



勘案



(自治体こども計画)
都道府県こども計画

勘案



(自治体こども計画)
市町村こども計画

○各法令等に基づくこどもに関する計画等を一体的のものとして作成することができます。

- (例) ・子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県/市町村子ども・若者計画
・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する、都道府県/市町村計画
・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県/市町村行動計画
・子ども・子育て支援法に基づく都道府県/市町村子ども・子育て支援事業計画 等
※各法令等において記載すべき事項等とされている事項を盛り込む必要があります。

○関連計画等を一体的に作成することにより以下が期待されます。

- ①こども施策に全体として横串を刺すこと
- ②住民にとってわかりやすいものとなること
- ③自治体行政の事務負担の軽減

○地域の実情に応じて個別に計画を作成し、それらを相互に関連計画として位置付け、内容に応じて適宜参照しあうなど整合を図ることで、それらの計画を自治体こども計画と位置付けることも可能です。

○こども・子育て事業債は、自治体こども計画へ位置付けた事業が対象です。

都道府県子ども計画、市町村子ども計画の策定支援(4)

自治体子ども計画策定の工程とガイドラインの記載事項

- 各工程ごとに取り組むべきことについて、「概要」、「ポイント」、「自治体における事例」を記載。
- 複数の子ども関係計画を一体的に策定した事例や、子ども・若者等から積極的に意見を聴取する事例も掲載。



自治体の皆さまへ：

詳細は、下記URLをご参照ください。

自治体子ども計画を策定されましたら、子ども家庭庁までお知らせください。

子ども家庭庁では、自治体子ども計画の策定状況をホームページなどで情報発信していきます。

(参考)

自治体子ども計画策定のためのガイドライン

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-keikaku/>



(参考)

子ども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン
～子ども・若者の声を聴く取組のはじめ方～

<https://www.cfa.go.jp/policies/iken/ikenhanei-guideline>



こども・若者の意見反映について

こどもまんなか
こども家庭庁

ガイドラインの位置付け

- R4、R5年度の調査研究結果をもとに、若者世代や現場の行政職員含む有識者会議の下で「案」を作成。こども家庭審議会基本政策部会の下に置かれた、こども・若者参画及び意見反映専門委員会での議論とパブコメを経て、**こども家庭庁作成のガイドラインとして発出**。
- これはあくまで第1版。**全国での取組の進展に合わせて、各府省庁や自治体等の声を聴きながら見直しを行う**ことを想定。
- また、こども・若者の意見反映の在り方は、このガイドラインで示している方法がすべてではない。施策や地域特性、こども若者一人ひとりの状況やニーズに応じて、適切な方法は異なるため、**ガイドラインを参考にしつつ、こども・若者の声を聴き、より良い方法をつくっていくもの**。

目的と特徴

<目的>

- こども・若者の意見反映について、正しく理解していただき、**担当部局はもちろん、庁内全体の取組の動機付け**となること
- まだ取組んでいなければ**1歩を踏み出している**ただ、すでに取組んでいるなら、**より良い在り方を見出していただく**こと

<特徴>

- そのため、できるだけ**具体的な事例、実践から得られた知見、こども・若者自身の生の声**などを紹介。

章立て

第1章 意見反映の意義と背景

なぜ意見を聴くべきなのか、こども基本法の理念や規定、意見反映の意義等について説明

第2章 意見反映のプロセスと進め方

意見を聴く取組の企画からフィードバックまで、プロセスの基本的なサイクルを示し、各段階のポイントや留意点を説明

第3章 声を聴かれにくいこども・若者の意見反映

特に声を聴かれにくいこども・若者の意見を聴く意義、必要な配慮や工夫について説明

こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン（2）

こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン

ガイドラインの全体版です。

こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン＜概要版（取組ポイント）＞

これから取組をはじめめる職員も、はじめている職員もイチから分かるこども・若者の意見反映の実践方法をまとめた資料です。

～ こども・若者の声を聴く取組ポイント ～

こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン概要版

これから取組をはじめめる職員も、はじめている職員もイチから分かるこども・若者の意見反映の実践方法をまとめました。
こども基本法の本文や趣意をしっかりかき取り、ポイントを確認して実践してください！
（各項目に、ガイドライン本文のページ数を載せていますので、適宜本文を立ち返りながら、こども・若者の意見反映の実践に取り組んでください。）

こども基本法やこども大綱が目指す「こどもまんなか社会」
全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

こども・若者は、こどもまんなか社会をともに作るパートナー

こども施策の基本的な方針は、こども・若者の意見を聴いて、その声をまんなかに置いて、対話しながらともに社会をつくること

国や地方自治体がこども・若者の意見を聴く取組をしなくても、こども・若者の意見を尊重する意識が醸成され、こども・若者が関わる様々な場において、取組がすすむことが期待されます。

知っておきたい意見反映の2つの意義

- こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより効果的のあるものになる。
- こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

意見反映の措置をとる義務があります

意見表明や反映についてのこども・若者の声

「何でもいいよ」、「大丈夫」という声かけで安心感を与えてほしい。（高校生世代）

大人にもっと話を聞いてほしい（小学生）

事前にもらった資料がわかりやすくて思ったよりイラストとかもあって、少し緊張がほぐれました。（中学生）

余組がなくて実現されない場面に困っている人の声も聞いてほしい（小中学生）

意見を聴くだけで終わるのではなく、ちゃんと改善されてほしい（小中学生）

*こども・若者の声の出所は令和4年度「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書」

こども・若者の声を政策に反映するためのポイント

- はじめる前にチェックするポイント
- 施策実行中にチェックするポイント
- 常にチェックしておくべきポイント

なぜこども・若者の意見を聴くのか 本編 P.1へ

- こども施策を策定する際に、こども・若者の意見を反映する措置を講ずることが義務付けられたことを理解している。
- こどもや若者の意見を聴く趣意を理解している。

こども基本法上の「こども施策」とは？ 本編 P.8へ

- 政策の当事者にこども・若者が含まれるかを考え、意見を聴くことを検討している。

こども・若者の意見を聴く場面や方法 本編 P.10へ

- 意見を聴く場面や方法（継続的、一回的）の特徴を理解している。
- 意見を聴く目的や内容に応じて、どのようにこども・若者から意見を聴くかを検討している。

こども・若者の意見反映プロセスの全体像 本編 P.12へ

- 意見反映プロセスの全体像と5つのステップを理解している。
- 政策のどの段階においてこども・若者の意見を聴くか検討している。

企画する 本編 P.14,16,18,19へ

- 政策の当事者や政策に影響するこども・若者を考え、意見を聴く対象を決めている。
- 特定の属性の意見に偏らないよう意見を聴く対象を検討している。
- 意見を聴く機会について、幅広くこども・若者が情報にアクセスできるか考えて周知している。
- こども・若者にとって分かりやすく、意見を言いやすいテーマを設定している。
- こども・若者が意見を言いたいテーマを提案したり、選んだりできる「仕組み」を作っている。
- こども・若者に関わる職員等に「こども基本法」や「こどもの権利条約」の周知をしている。
- こども・若者に対するリスクを事前に洗い出し、予防策や軽減策を用意している。
- こども・若者のセーフガードの指針を定め、対応のための手順や体制を決めている。
- 庁内人材や外部との連携により、意見を聴くための体制をつくっている。
- こども・若者の人数に合わせてファシリテーターを確保している。

事前に準備する 本編 P.23,26へ

- 意見を聴く機会に関わる全てのおとなに、「こどものセーフガード」や意見を聴く場の趣意を共有している。
- こども・若者の年齢、特性、発達段階に応じて必要な配慮を確認している。
- 個人情報利用についてあらかじめ本人や保護者の同意を得ている。
- 参加するおとなとこどもが共通して守るグラウンドルール案を用意している。
- こども・若者の背景や人数を考慮して会場の雰囲気づくりやグループ分けを検討している。
- テーマについてこども・若者が分かりやすい資料（やさしい版資料）を用意し、意見を言うための準備をサポートしている。

フィードバックする

意見を反映する

意見を聴く

事前に準備する

企画する

フィードバックをした後は、次の企画に活かし、より良い取組を目指します。

こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン＜資料集＞

ガイドラインを作成するにあたって参考にした、こども・若者の意見聴取・意見反映等について先進的な取組を行う地方自治体を紹介しています。

こども大綱等を踏まえた審議会・懇談会等におけるこども・若者委員の登用に関する調査結果（概要）

（令和6年4月1日現在）

	審議会等		懇談会等行政運営上の会合
	委員	専門委員等	有識者等
総数	1,883人 (130審議会等)	7,120人 (130審議会等)	3,848人 (329懇談会等)
10代・20代 全体に占める割合	6人(1審議会*1) <u>0.32%</u>	12人(5審議会等*2) <u>0.17%</u>	6人(4懇談会等) <u>0.16%</u>
30代以下 全体に占める割合	21人(11審議会等*3) <u>1.12%</u>	107人(33審議会等*4) <u>1.52%</u>	71人(46懇談会等) <u>1.85%</u>

(*1) こども家庭審議会(こども家庭庁)

(*2) 税制調査会(内閣府)、こども家庭審議会(こども家庭庁)、教科用図書検定調査審議会(文部科学省)、厚生科学審議会(厚生労働省)、中央環境審議会(環境省)

(*3) 規制改革推進会議(内閣府)、こども家庭審議会(こども家庭庁)、情報通信行政・郵政行政審議会(総務省)、科学技術・学術審議会(文部科学省)、スポーツ審議会(スポーツ庁)、がん対策推進協議会(厚生労働省)、食料・農業・農村政策審議会(農林水産省)、農漁業保険審査会(農林水産省)、産業構造審議会(経済産業省)、中央鉱山保安協議会(経済産業省)、臨時水俣病認定審査会(環境省)

(*4) 一例として、税制調査会(内閣府)、こども家庭審議会(こども家庭庁)、独立行政法人評価制度委員会(総務省)、法制審議会(法務省)、中央教育審議会(文部科学省)、スポーツ審議会(スポーツ庁)、文化審議会(文化庁)、社会保障審議会(厚生労働省)、食料・農業・農村政策審議会(農林水産省)、産業構造審議会(経済産業省)、総合資源エネルギー調査会(資源エネルギー庁)、工業所有権審議会(特許庁)、国土審議会(国土交通省)、中央環境審議会(環境省)など。

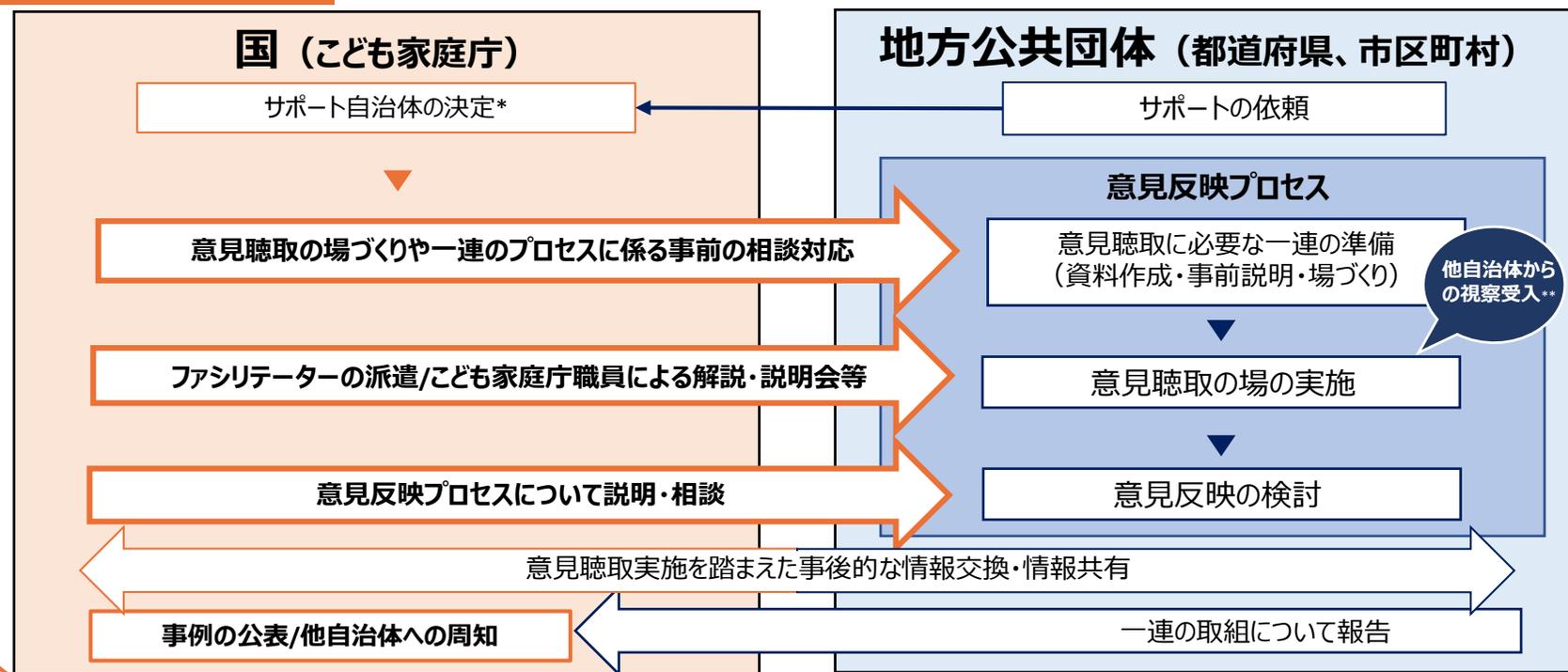
こども・若者意見反映サポート事業(1)

1. 目的・概要

こども基本法では、こども施策の策定等に当たってこども等の意見の反映に係る措置を講ずることを、地方公共団体に対しても義務付けています。

こども・若者からの意見聴取の場においては、こども・若者の意見を引き出すファシリテーターを活用するなどして、こども・若者が安心して意見を表明することができる場をつくることが重要である一方で、地方公共団体からは、そうしたファシリテーターを確保できないとの御意見が寄せられています。こうした状況を踏まえ、希望する地方公共団体に対し、意見聴取の場づくりを始めとする一連の意見反映プロセスについての相談対応や意見を聴く場へのファシリテーター等の派遣などを行うことで、地方公共団体における意見反映の取組を推進します。

2. 事業スキーム



*実施可否は依頼内容を踏まえて、決定いたします。 **派遣先自治体の御意向を踏まえて、調整いたします。

こども・若者意見反映サポート事業(2)

3. サポート実施自治体一覧

	自治体名	実施日	実施内容	当日参加者	派遣人数
1	山梨県	R5.11.27	・「山梨県こども計画」策定に向けた意見聴取	24人(小～大学生)	・ファシリテーター 4人 ・こども家庭庁職員 2人
2	東京都大田区	R5.12.6・13	・児童館を活用したこどもの居場所づくり、地域の子育て環境の充実などの検討	30人(小学生)	・ファシリテーター 8人 ・こども家庭庁職員 6人
3	宮城県	R6.1.24	・県施策(こども政策への意見の聞き取りについて、痴漢撲滅に向けた方策、ネット非行と被害防止対策)についての意見聴取	14人(中～大学生)	・ファシリテーター 2人 ・こども家庭庁職員 3人
4	滋賀県近江八幡市	R6.2.7	・放課後児童クラブについて ・こどもの意見を聴取する場づくりをはじめとする意見反映の仕組みの構築を目指したモデル事業	37人(小学生)	・ファシリテーター 4人 ・こども家庭庁職員 2人
5	福井県	R6.6.16	・居場所について ・年間を通じた継続事業のキックオフ回	24人(15～18歳)	・ファシリテーター 3人 ・こども家庭庁職員 3人
6	大阪府堺市	R6.7.27	・「堺市子ども読書活動推進計画」改定に向けて、こどもの視点に立った読書活動を推進するための意見聴取	18人(小・中学生)	・ファシリテーター 4人 ・こども家庭庁職員 3人
7	宮崎県都城市	R6.8.2～8.3	・こども計画を策定するに当たって、こどもの意見を聴取する手段の一つとしてワークショップを実施	4人(高校生世代～30代) 60人(小・中学生)	・ファシリテーター 5人 ・こども家庭庁職員 5人
8	愛知県大治町	R6.9.7	・町内にあるちびっこ広場(公園)に設置する遊具の検討のための意見聴取	29人(未就学児・小学生)	・ファシリテーター 5人 ・こども家庭庁職員 3人
9	岡山県西粟倉村	R6.10.23	・こども計画を策定するに当たって、ワークショップを実施	9人(中学生)	・ファシリテーター 3人 ・こども家庭庁職員 2人
10	岩手県一関市	R6.11.1、11.2	・こども計画の作成等に当たって、意見聴取	12人(小学生) 25人(小・中学生)	・ファシリテーター 6人 ・こども家庭庁職員 4人
11	香川県	R6.12.6、12.7	・こども計画の策定及びこども食堂運営の改善に向けて、より良い居場所づくりとこども食堂の実現を目指した意見聴取	11人(小学生) 15人(小・中学生)	・ファシリテーター(6日)2人 (7日)3人 ・こども家庭庁職員 3人

*実施済み案件のみ掲載。

こども・若者意見反映サポート事業(3)～山梨県の事例～

「こども・若者意見反映サポート事業」の第一弾として、令和5年11月27日(月)に山梨県へファシリテーターとこども家庭庁職員を派遣しました。

＜募集チラシ抜粋＞※山梨県作成

やまなしけん わかもの
山梨県こども若者いけんぷらす
さんかしゃぼしゅう
参加者募集

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもや若者にとって一番良い環境づくりや取組がされるよう意見を聞かせてください。

「山梨県こども若者いけんぷらす」は、こどもや若者が自分の意見を表明できる機会をつくり、県が行う取組にこどもや若者の意見を反映させていく取組です。

頂いた御意見は、今後策定する「山梨県こども計画（仮称）」に反映させていただきます。

(1) 募集対象・募集人数
小学生から20代までのこども・若者 25人程度
(1993年4月2日から2017年4月1日までの生まれの方)

(2) 開催日時・場所
令和5年11月27日(月) 午後4時から午後5時まで
県立愛宕山こどもの国 工作室(甲府市愛宕町358-1)

(3) 意見を聞くテーマ
幸福な生活を送るために必要なことについて

(4) 意見を聞く方法
5人くらいのグループに分かれて、意見を聞かせてもらいます。

(5) 応募方法
参加する方の氏名・年齢・連絡先をお伝えください。
連絡先：山梨県子育て支援局子育て政策課子育て支援担当

メール：
電話：

実施概要

- ◆ 目的：「山梨県こども計画」策定に向けた意見聴取
- ◆ 担当部局：山梨県子育て支援局子育て政策課
- ◆ 当日参加者：24人(小学生から大学生まで)
- ◆ 派遣人数：ファシリテーター 4人
こども家庭庁職員 2人
- ◆ 質問した内容：あなたのまわりの人たちが幸せに生きていくために必要な「もの」や「こと」は何だと思いますか？ など
- ◆ 県内市町村からの視察*：県内6市町
*意見交換の様子のZoom配信およびこども家庭庁職員によるポイント解説・質疑応答

＜当日の様子＞



こども意見ファシリテーター養成講座

1. 目的

こども基本法の施行を受けて、これから国や自治体などの様々な場面で、こどもや若者が自身に関係することについて意見を聴かれる機会が増えていくことが見込まれます。こどもや若者から意見を聴く際には、こどもや若者が意見を言いやすい環境をつくるため、安全・安心な場をつくり彼らの意見の表明をサポートするファシリテーター（＝こども意見ファシリテーター）の役割が重要ですが、そうした人材の確保が課題となっています。本事業は、こどもや若者の意見表明を支えるファシリテーションについて必要な知識と実践的な学びの場を提供し、全国的にそのスキルを有した人材を増やしていくことで、こどもや若者にとって安全・安心な意見表明の環境を整備することを目指すものです。

2. 令和6年度実施概要

○実施回数（予定も含む）

基礎編 3回（東京・大阪・オンライン）

応用編 1回（基礎編受講者のうち希望者を対象に対面実施）

○定員

対面・・・各回36名、オンライン・・・30名

※約360名から応募あり

○対象

- ・こども・若者の意見反映に取り組む行政職員や協力団体のスタッフ
 - ・児童館等こども・若者の居場所の職員
 - ・こども・若者の活動に関わるNPO団体等の職員やボランティア
 - ・こども・若者の意見反映に関心のある学生
- 等

3. 受講の構成と流れ

令和5年度「ファシリテーター養成プログラム作成のための調査研究」にて作成したプログラムに基づき、
①テキストと動画教材による事前学習 ②実践的ワークを中心とした集合型講座 の2段階で学習します。

事前学習

学習内容を網羅したテキスト教材と、重要な部分を動画で解説したオンデマンド教材を用いて、こども意見ファシリテーターに必要な知識を集合型講座の前に各自で学びます。

集合型講座

事前学習で学んだ知識の振り返りや、参加者同士の対話を伴うペアワークやグループワークで実践的に学び、学習内容の理解を深めると共に、スキルを身につけていきます。

受講後

受講者には、各自治体・所属団体での取組や、「こども若者★いけんがらす」事業を通じて実践経験を積んでいただくことを期待しています。

地域の少子化対策・
若者の将来設計（ライフデザイン）支援
について

こどもまんなか
こども家庭庁

地域少子化対策重点推進事業（補助率：3/4、2/3、1/2）

自治体が行う以下の事業を支援

ライフデザイン・結婚支援 重点推進事業

補助率3/4

- ・自治体間連携を伴う取組
- 新**・若い世代の描くライフデザイン支援
- 新**・結婚支援事業者との官民連携型結婚支援
- ・AIを始めとするマッチングシステムの高度化・地域連携
- ・地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した
伴走型結婚支援の充実

補助率2/3

- ・上記以外の事業



結婚支援 コンシェルジュ事業

補助率3/4

都道府県に、結婚支援の専門的な知見を持つ者をコンシェルジュとして配置し、自治体の結婚支援を技術面・情報面から支援するとともに、国・自治体・地域の連携を強化



結婚、妊娠・出産、子育てに温かい 社会づくり・気運醸成事業

補助率2/3

- ・自治体間連携を伴う取組
- ・地域全体で結婚・子育てを応援する
気運醸成
- ・育児休業取得と家事・育児分担の促進
- ・子育てと仕事の両立と多様な働き方の促進
- ・ICT活用、官民連携等による結婚支援等の
更なる推進のための調査研究

補助率1/2

- ・上記以外の事業



結婚新生活支援事業（補助率：2/3、1/2）

自治体が行う結婚新生活支援事業（結婚に伴う新生活を経済的に支援（家賃、引越費用等を補助）する取組）を支援

【対象世帯】 夫婦ともに39歳以下かつ世帯所得500万円未満

【対象費用】 婚姻に伴う住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用

【補助上限】 夫婦ともに29歳以下：60万円 夫婦ともに39歳以下（左記を除く）：30万円

- 都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3）※左記以外は一般コース（補助率：1/2）

都道府県が主導し、管内市町村における取組の面的拡大を図りつつ、地域における切れ目ない結婚・子育て支援体制の構築を促進



重点メニュー②（補助率3/4） ～若い世代の描くライフデザイン支援～

将来の様々なライフイベントに対応できる知識・情報（結婚、子育て、ワーク・ライフ・バランス等）を習得するセミナーやワークショップを実施したり、乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換などを通じて結婚・子育てに対する理解を深めたりすること等により、若い世代が希望を持ってライフデザインを描けるように支援する取組

取組例① ライフデザインセミナー

- 将来の様々なライフイベントに柔軟に対応できるよう、必要な知識・情報を総合的に習得する機会を提供
- 将来のライフデザインを希望を持って描くことができるよう、双方向の対話により自ら考えながらライフデザインを描くなどの要素を取り入れ、将来のライフイベントについて考える機会を提供
- 参加者によるワークショップや報告会を実施することで、多様なライフデザインに触れる機会を創出



取組例② 子育て家庭やこどもとのふれあい体験

- 乳幼児と直接ふれあう体験をすることにより、命の大切さや、乳幼児との関わり方等について学び、結婚・子育てに対する理解を深める【乳幼児ふれあい体験】
- 子育て世帯を訪問し、子育て・家事の体験や子育て世帯との意見交換等を行うことを通じて、結婚・子育てについて考える【子育て体験プログラム】



【主な対象経費】 講師や受入家庭への諸謝金、会場使用料、受入家庭の募集・マッチングに関する費用 等

重点メニュー③（補助率3/4） ～結婚支援事業者との官民連携型結婚支援～

結婚支援の専門的な知見を持つ民間の結婚支援事業者（結婚相談所、仲人、マッチングアプリ等）と自治体が連携することにより、相互の利点を活かして結婚を希望する若い世代のニーズを踏まえた結婚支援を推進する取組

取組例① 官民連携型プラットフォーム

○自治体の結婚支援センターと民間の結婚支援事業者の登録者が垣根を越えてマッチングできたり、官民間わらず交流イベント等に関する情報を提供するなど、官民連携型プラットフォームを構築



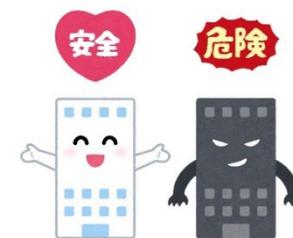
取組例② 結婚支援事業者の知見を活用した出会いに関する相談会

○結婚を希望する若い世代の恋愛や結婚に対する様々な悩みに対応するため、結婚支援事業者の知見を活用しながら、出会いをテーマとした恋愛・結婚相談会を開催



取組例③ 安全な結婚支援事業者の利用に関する取組

○例えば第三者機関の認証を受けている等により、安全が十分に確保されていることを確認した結婚支援事業者と連携し、その適切な利用方法の説明などにより利用希望者を支援



取組例④ マッチングアプリの適切な利用に関するセミナー

○結婚支援事業者から講師を招き、結婚を希望する若い世代や、結婚支援センターの職員・相談員を対象として、マッチングアプリを適切に利用するためのセミナーを開催



【主な対象経費】 プラットフォーム構築費、相談会開催費、講師諸謝金、会場使用料 等

こども未来戦略「加速化プラン」 について

こどもまんなか
こども家庭庁

こども未来戦略「加速化プラン」施策のポイント

1. 若い世代の所得向上に向けた取組

- ✓賃上げ（「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の2つの好循環）
- ✓三位一体の労働市場改革（リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化）
- ✓非正規雇用労働者の雇用の安定と質の向上（同一労働同一賃金の徹底、希望する非正規雇用労働者の正規化）

児童手当の拡充

拡充後の初回の支給は2024年12月（2024年10月分から拡充）

- ✓所得制限を撤廃
- ✓高校生年代まで延長
すべてのこどもの育ちを支える
基礎的な経済支援としての位置づけを明確化
- ✓第3子以降は3万円

支給金額	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円	*多子加算のカウント方法を見直し

→ 3人の子がいる家庭では、
総額で最大400万円増の1100万円

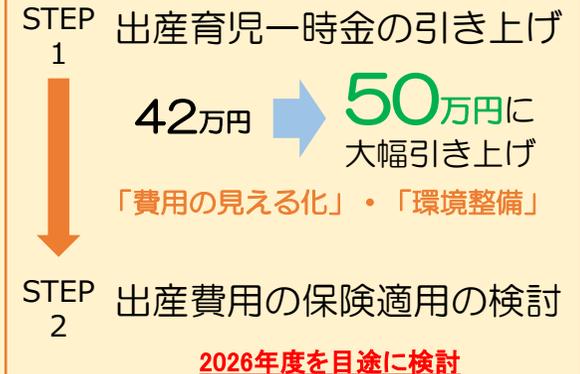
妊娠・出産時からの支援強化

2022年度から実施中（2025年度から制度化）

- ✓出産・子育て応援交付金
10万円相当の経済的支援
①妊娠届出時（5万円相当）
②出生届出時（5万円相当×こどもの数）
 - ✓伴走型相談支援
様々な不安・悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる
- 妊娠時から出産・子育てまで一貫支援

出産等の経済的負担の軽減

2023年度から実施中



高等教育（大学等）

高等教育費の負担軽減を拡充

2024年度から実施

- 給付型奨学金等を世帯年収約600万円までの多子世帯等に拡充
- 多子世帯の学生等については授業料等を無償とする 2025年度から実施
- ✓修士段階の授業料後払い制度の導入 2024年度から実施
- ✓貸与型奨学金の返還の柔軟化 2024年度から実施

子育て世帯への住宅支援

✓公営住宅等への優先入居等

今後10年間で計30万戸

実施中

✓フラット35の金利引下げ

こどもの人数等に応じて最大1%（5年間）の引下げ 2024年2月から実施

※住宅の省エネ性能が高い場合等は、6年目以降も金利引下げの対象となる場合あり

こども未来戦略「加速化プラン」施策のポイント

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

切れ目なくすべての子育て世帯を支援

✓「こども誰でも通園制度」を創設

- ・月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み

※2024年度から本格実施を見据えた試行的事業を実施(2023年度からの実施も可能)

※2025年度から制度化・2026年度から給付化し全国の自治体で実施

✓保育所：量の拡大から質の向上へ

- ・76年ぶりの配置改善：(4・5歳児) 30対1 → 25対1 (1歳児) 6対1 → 5対1 4・5歳児は2024年度から実施、
1歳児は2025年度以降加速化プラン期間中の早期に実施
- ・民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善 2023年度から実施
- ・「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの質・量の拡充 2024年度から常勤職員配置の改善を実施

✓多様な支援ニーズへの対応

- ・貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等への支援強化 2023年度から順次実施
- ・児童扶養手当の拡充 拡充後の初回の支給は2025年1月(2024年11月分から拡充)
- ・こどもの補装具費支給制度の所得制限の撤廃 2024年度から実施

こども未来戦略「加速化プラン」施策のポイント

3. 共働き・共育ての推進

育休を取りやすい職場に

男性の育休取得率目標 **85%**へ大幅引き上げ（2030年） ※2022年度：17.13%

→ 男性育休を当たり前

✓ 育児休業取得率の開示制度の拡充

2025年度から実施

✓ 中小企業に対する助成措置を大幅に強化

2024年1月から実施

・業務を代替する周囲の社員への応援手当支給の助成拡充

✓ 出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進するため給付率を手取り10割相当に 2025年度から実施

育児期を通じた柔軟な働き方の推進

✓ 子が3歳以降小学校就学前までの柔軟な働き方を実現するための措置

・事業主が、テレワーク、時短勤務等の中から2以上措置

2025年10月から実施

✓ 時短勤務時の新たな給付

2025年度から実施

→ 利用しやすい柔軟な制度へ

✓ 国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置

2026年10月から実施

加速化プランの実施スケジュール（2026年度までの主なもの）

若い世代の所得向上に向けた取組

全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

共働き・子育ての推進

2023年度			2024年度		2025年度		2026年度	
4月	10月	1月2月	4月	10月11月	4月	10月	4月	10月
出産・子育て応援交付金（10万円と伴走型相談支援）（R4補正予算で創設）					子ども・子育て支援法の新たな給付と児童福祉法の相談支援事業として実施			
出産育児一時金の大幅な引上げ（42万円→50万円）								
年取の壁・支援強化パッケージ								
「フラット35」について、こどもの人数等に応じて住宅ローン金利を引き下げる制度の開始								
大学等の授業料等減免と給付型奨学金の対象を多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約600万円）に拡大								
大学院修士段階における授業料後払い制度の導入								
貸与型奨学金の減額返還制度について、利用可能な年収上限の引上げ等								
児童手当の抜本的拡充								
多子世帯の大学等の授業料等を所得制限なく一定額まで無償化								
教育訓練給付の給付率等を含めた拡充								
訓練期間中の生活を支えるための新たな給付や融資制度の創設								
こども誰でも通園制度（試行的事業の実施）					子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業に位置付け		子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として実施	
保育士等の処遇改善（R5年補正予算で対応）								
病児保育の基本分単価の引上げ								
保育士等の職員配置基準の見直し（4・5歳児：30対1から25対1に改善） ※1歳児：6対1から5対1についても早期に実施								
放課後児童クラブの常勤職員配置の改善								
こどもの補装具費支給制度の所得制限の撤廃								
児童扶養手当の所得限度額の引き上げや3人以上の多子世帯への手当額の拡充								
産後ケア事業の計画的な提供体制の整備 （子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業に位置付け）								
保育所等における継続的な経営情報の見える化								
業務を代替する周囲の社員への応援手当支給の助成拡充								
両親ともに育児休業を取得した場合の育児休業給付の給付率の引上げ								
育児時短就業給付の創設								
自営業・フリーランス等の国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置を創設								

「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保

こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)より抜粋

Ⅲ-2. 「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保

(財源の基本骨格)

- ① 財源については、国民的な理解が重要である。既定予算の最大限の活用等を行うほか、2028年度までに徹底した歳出改革等を行い、それによって得られる公費節減の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用する。歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果²⁷を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、実質的な負担が生じないこととする。

「加速化プラン」の実施が完了する2028年度までに、②の既定予算の最大限の活用等、③の歳出改革による公費節減及び支援金制度の構築により、3.6兆円程度の安定財源を確保する⁽²⁸⁾。

なお、消費税などこども・子育て関連予算充実のための財源確保を目的とした増税は行わない。

(28)こども・子育て政策の強化は、国と地方が車の両輪となって取り組んでいくべきであり、「加速化プラン」の地方財源もこの中で併せて確保する。

総務省「令和7年度地方財政対策の概要」より抜粋

11 こども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保

- 「こども未来戦略」に掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」における令和7年度の地方負担の増(2,410億円程度)について、全額地方財政計画の歳出に計上し、必要な財源を確保

こども・子育て支援事業債

- 地方団体が、「こども未来戦略」に基づく取組に合わせて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善を速やかに実施できるよう、「こども・子育て支援事業費」及び「こども・子育て支援事業債」を引き続き確保

1. 対象事業

地方単独事業(こども基本法に基づく都道府県・市町村こども計画に位置付け)として実施する以下の事業

- ・ 国庫補助事業に併せて実施する単独事業を含む
- ・ 社会福祉法人等に対する助成を含む

(1) こども・子育て支援機能強化に係る施設整備

【対象施設】 公共施設、公用施設

- (例)
- ・ 子育て相談室
 - ・ あそびの広場
 - ・ 科学、自然、音楽、調理などの体験コーナー
 - ・ 子育て親子の交流の場



(相談室)



(あそびの広場)

(2) 子育て関連施設の環境改善

【対象施設】 児童館、保育所などの児童福祉施設、障害児施設、幼稚園 等

- (例)
- ・ 空調、遊具、防犯対策設備の設置
 - ・ バリアフリー改修
 - ・ 園庭の整備(芝生化)
 - ・ トイレの洋式化



(トイレ環境改善)



(園庭の整備、改修)

2. 地方財政措置

充当率:90%

交付税措置率:50%(機能強化を伴う改修)又は30%(新築・増築)

3. 事業期間

令和10年度までの5年間 (「こども・子育て支援加速化プラン」の実施期間)

4. 事業費

500億円

1. 趣旨

こどもや子育てにやさしい社会づくりの気運を高めるために、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革を進める。

2. 取組の内容

- 「こどもまんなか応援サポーター」の取組 ※「#こどもまんなかやってみた」をつけてSNSに投稿（令和5年5月～）
- 「こどもまんなかアクション公式LINE」の開設 <現在はお友だち5.4万人超>（令和5年8月～）
- 「こどもまんなか応援サポーター」の好事例をこども家庭庁HPに掲載。（令和5年9月～）
- 自治体を主体としたリレーシンポジウムを各地で開催（令和5年10月～）
 - ・ 令和5年度は全国11か所で開催（和歌山県・神奈川県・奈良県・埼玉県・北九州市・北海道・愛媛県・福山市・大分県・福井県・栃木市）
 - ・ 令和6年度は全国18か所で開催予定（山形県・前橋市・北九州市・青森県・滋賀県・鹿児島市・新潟県・佐倉市・取手市・大田区・京都市・仙台市・鳥取県・浜松市・羽咋市・呉市ほか）
 - ・ 令和7年度は全国18か所程度で開催予定
- 春・秋の「こどもまんなか月間」、夏休み期間など時機を捉えた広報施策やサポーターと連携した取組の実施。

※R7年度春の「こどもまんなか月間」については、事務連絡で詳細をお知らせいたします。

38道府県、312市区町村含む 2,524の団体・企業・個人がこどもまんなか応援サポーター参加。

広がっています！「こどもまんなか応援サポーター」
38道府県 312市区町村含む 企業・団体・個人の参加2,524に
拡大中 ※1月14日現在

「こどもまんなか応援サポーター」への参加方法（登録手続き等不要、自主参加の取組です）

- ① こどもまんなかの趣旨に賛同する。
- ② サポーターご自身が考える「こどもまんなか」なアクションを実行する。
- ③ ご自身・団体のアクションを発信したり、地域社会に広く参加を呼びかける。

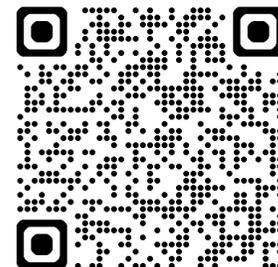
「こどもまんなか」

こどもや若者の意見を聴き、その意見を尊重し、
こどもや若者にとってよいことは何かを考え、
自分ができるアクションを実践していきます。
どんなこどものことも考えていきます。

SNS(X、Instagram、YouTube) で発信する際にぜひ、#こどもまんなかやってみた をつけて発信ください。
こども家庭庁は「いいね」やホームページ・公式LINEでの好事例紹介等でみなさまのアクションの見える化をサポートします。

◆サポーターは「こどもまんなかマーク」を活用できます。
(詳細はHPへ)

こども
まんなか



こどもまんなかアクション

こどもまんなかアクションは、点（自治体）から面（地域の企業・団体ぐるみ）への広がりへ。

【庁サイト内でも紹介】



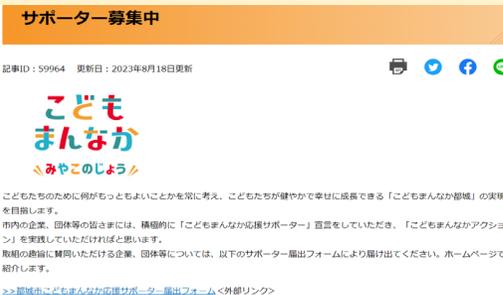
地域に広がるこどもまんなか応援サポーター

各自治体を起点に、こどもまんなか応援サポーターの輪が広がっています。

- 北海道札幌市
- 北海道深川市
- 福島県西白河郡矢吹町
- 栃木県宇都宮市
- 千葉県佐倉市
- 愛知県大府市
- 和歌山県
- 岡山県真庭市
- 広島県
- 広島県福山市
- 広島県広島市
- 福岡県北九州市
- 宮崎県都城市
- 鹿児島県日置市

【都城市】

市内の企業・団体等のサポーターを募集し、取組を市HPで公開



団体のサポーターの皆さん



【福山市】

・「子ども未来づくり100人委員会」
高・大学生はじめ100人以上の市民が
「子育て世代を支えるためのアクション」を
考える取組を実施。



【和歌山県】

・県内の子育て等を応援する団体・企業から
応援団を募集し、活動事例をHPやメルマガで
紹介



こどもまんなかアクション

応援サポーターの取組好事例を庁のホームページやアクション公式LINEで紹介し、見える化。

LINE配信イメージ

ホームページ掲載例

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-mannaka/case/>

こどもまんなか

こどもまんなかアクション取組事例のご紹介

こどもまんなか応援サポーターのみなさんからお寄せいただいた取組を、こども家庭庁WEBページでご紹介しています。

■ご紹介事例のカテゴリと各事例
5つのカテゴリから、8つの事例をご紹介します。

<居場所づくり・子ども食堂>
◆ラボカフェ (石川県)
◆子どもの居場所 Tsubame (神奈川県)
◆te to te〜つなぐんぐ家〜 (鳥取県)

<インクルーシブ社会>
◆小児がん支援につながる商品の発売 (全国)

<子ども・子育て応援支援>
◆手ぶら登園 (全国)
◆子育て応援車 (東京都・神奈川県)

<体験型子育て応援支援>
◆海洋プラスチックごみ問題を学ぶプラ狩り体験 (福岡県)

<子ども・若者主体のアクション>
◆制服リユース (三重県)

各取組の詳細な情報については、バナーをタップするとご確認いただけます。

全国各地で、様々な取組が広がっています。皆さま、ぜひご覧ください！

16/59

長浜市



門真市



居場所づくり・子ども食堂



インクルーシブ社会



子ども・子育て支援



体験型子育て支援



子ども・若者主体のアクション

「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウム の開催

自治体を主体とし、地域での課題解決に向けた取組紹介や意見交換等を自治体の要望に沿ってさまざまな形式で実施。こども家庭庁から職員や地域の学生レポーターを派遣し、各政策の説明を行うとともに地域での気運醸成に協力する。

●開催レポート例：滋賀県

こどもまんなか

すまいる・あくしょんDAY2024
-こどもまんなかアクション リレーシンポジウムin滋賀-が開催されました。



こどもや子育てに優しい社会づくりに取り組む滋賀県による「すまいる・あくしょんDAY2024」「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウムin滋賀が、令和6年8月29日（木）ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センターで開催されました。加藤帖子こども政策担当大臣のビデオメッセージ、滋賀県の三日月知事の挨拶に続き、こども家庭庁成育局成育環境課長が登場。

「こどもまんなか社会」の実現に向けた基調講演を行いました。後半は4つの企業・団体による「すまいる・あくしょん」の取組事例発表と、来場者がテーマごとに分かれ情報交換会が行われました。

基調講演 | 「こどもまんなか社会」の実現に向けて
(発表) 安室賀奈子 こども家庭庁成育局成育環境課 課長 (こどもまんなかアクション推進室長)

加藤大臣のビデオメッセージに続き、三日月知事が県の取組として、ひとりの個人・権利の主体としての「こども」、社会の一員としての「こども」、未来の希望としての「こども」という3つの視点を重視していると挨拶しました。

こども家庭庁による基調講演では、地方自治体・民間企業・個人との連携をさらに強化していくと述べました。また、こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有することが大切であるとし、こどもの誕生前から青年期に至るまでのライフステージ別の子育て当事者に対する支援を紹介。こども・子育て政策の強化についてイラストで表現した「こども未来戦略MAP」は来場者にも配布されました。最後は、こどもまんなか社会実現に賛同する個人・団体である「こどもまんなか応援サポーター」のさらなる参加を期待するという言葉で締めくくられました。



こども家庭庁の役割を成育局成育環境課課長

取組事例発表 | 「すまいる・あくしょん」×「こどもまんなかアクション」
(発表) 株式会社平和堂、株式会社クレオテック、医療法人吉香会あかい家のこどもクリニック、株式会社岡村本家

滋賀県の3万人を超えるこどもたちの声をもとに作成した、こどもの笑顔を増やすための滋賀発の新しい行動様式「すまいる・あくしょん」。その取組事例を4つの企業・団体が発表しました。

株式会社平和堂の高部格氏は、親子でハンパガーを作る父の日体験ギフト、こども店長といった「コト」へのチャレンジ、自治体・他企業との連携など、地域の健康をゴールに設定した「こどもたちの笑顔を増やす」地域共創取組を続けていることを発表。株式会社クレオテックの飛川亜希子氏は「こどもの居場所をつくる」をテーマに、学校業務の総合委託企業として培ったノウハウを活かした地域開放型教室「まび@R」を紹介。医療法人吉香会あかい家のこどもクリニックの浅井大介氏は、「地域全体で子育てを応援する」をテーマに、お母さんの心と身体を支え、「温育」で防止を目指す「お母さん科」の設置など、さまざまな取組を紹介しました。老舗製造元である株式会社岡村本家の岡村博之氏は、小中学生の農業・宿泊体験の受け入れ、改修した古民家で学生がシェアハウスやパルを運営する事例を紹介。こども・若者が地域や仕事に誇りをもてるよう貢献したいと語りました。

取組事例の発表の後は、来場者の情報交換会が行われ、和やかな中にも熱気に包まれ、閉会となりました。



平和堂の事例紹介 クレオテックの事例紹介 あかい家のこどもクリニックの事例紹介 岡村本家の事例紹介 意見や情報交換する来場者の皆さん

【概要】
名称：すまいる・あくしょんDAY2024 -こどもまんなかアクション リレーシンポジウムin滋賀-
場所：ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター 大会議室 (滋賀県大津市におの1-1-20) / 日程：令和6年8月29日(木)
内容：基調講演「こどもまんなか社会」の実現に向けて (こども家庭庁)、すまいる・あくしょん宣言登録企業等の取組事例発表、意見交換等
主催：滋賀県 共催：こども家庭庁

●学生レポーターによるレポート例：佐倉市

佐倉市が、県内の自治体で初めての開催！

令和6年11月16日(土)に、「こどもまんなかアクション リレーシンポジウム」が県内の自治体で初めて開催されました。

本シンポジウムは、こどもや子育て世代にやさしい社会づくりを推進する取り組みを広げるために、こども家庭庁が呼びかけるものです。

こども家庭庁長官からのビデオメッセージの他、市長によるこどもまんなか応援サポーターへの賛同宣言も行われました。

こどもまんなかアクション リレーシンポジウム in 佐倉

レポート作成者 友部 美菜

子育て応援バズラッピング テザイン採用者表彰

市全体で子育てにやさしい機運の醸成を図っていくため、「みんなの笑顔があふれるまち佐倉」をテーマにこどもたちからイラストを募集し、総数23作品の中から選ばれた1作品を路傍バスにラッピングした「子育て応援バス」が令和6年11月17日から1年間、市内を運行します

テザイン採用者 朱星さん (11歳)

開戸博樹氏 子ども・若者の「いざ」と「これから」を考える

NPO法人日本冒險遊びづくり協会の代表であり、こども家庭庁こどもの居場所部会委員も務めている開戸博樹氏による講演も行われました

開戸氏の考える「こどもまんなか社会」とは・・・
こどものwell-being (良い状態・あり方) を実現するために「こどもの視点」に立ち、「こどもの意見」を聞きながら社会をつくっていくこと

そして、寛容性のある社会を取り戻すためには **遊び心** / **余白** / **つながり** が大切であると話されていました

余白を感じること・手作りでできる日だやってみる・挑戦できる、「いいこと思いついた!」

こども家庭庁 「こどもまんなか社会」の実現に向けて
吉村 誠氏

こども家庭庁の吉村誠氏の講演では、「こどもまんなか社会」の実現に向けてこども家庭庁の取り組みや課題などが挙げられました

【こども・子育て政策の課題】
○若い世代が結婚や子育ての将来展望を描けない
○子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境がある
○子育ての経済的・精神的負担感や子育て世帯の不公平感が存在する

これら改善するための施策 **こども未来戦略「加速化プラン」** の内容についても、具体的な説明がありました

パネリストディスカッション

開戸氏をコーディネーターとして、5名のパネリストの方々が「こども・若者がいきいき育つまち」をテーマにそれぞれの思いや、経験、今後の課題などをディスカッションしました

開戸氏の発表により、来場者全員参加型のグループワークにも発展しました
「どうしたらこどもの意見を聴けるのか」や「子育て支援に関する話題などで各グループ、大いに盛り上がりました」

【パネリストの方々のご紹介】
・吉村 誠氏 (こども家庭庁)
・新谷 義男氏 (富山プレーパーク)
・真藤 弥生氏 (森のようちんかん)
・松本 悦子氏 (子ども食堂)
・郡司 日奈乃氏 (一般社団法人Spice)

◆R7年度は全国18か所程度の開催を予定

令和6年度補正予算案 6.7億円

事業の目的

- 「こどもまんなか社会」の実現に向けて、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々などを応援するといった社会全体の意識改革を進める必要がある。（『こども未来戦略』（令和5年12月22日閣議決定））
- 気運醸成には、多様なアプローチによる複層的な働きかけが有効なことから、「加速化プラン」に基づく3年間の集中的な取組として「こどもまんなかアクション」の展開や国民のニーズを踏まえた施策を進めるための戦略的広報を実施するとともに、職場慣行を含めた働き方の見直しや社会全体の構造・意識の改革に向け、全国民的な推進組織による民間主導の取組を支援する。
- 「こどもまんなか」の認知率の向上等により「こども・子育てにやさしい社会の実現」に向かっていると考えている人の割合70%の実現を図る。

事業の概要

1. こどもまんなかアクションの推進

地方自治体、企業、個人などによる「こどもまんなか応援サポーター」の自主的な取組をメディア、SNS、イベント・シンポジウムを通じた情報発信により見える化することで、新たな取組や団体同士のつながりを引き出し、こどもまんなかな行動（アクション）の広がりを生み、気運醸成を図る。

国や地方自治体のみならず、地域社会、企業、NPOなど様々な関係者がセクターを超えた連携・取組の推進を図るため、春と秋の「こどもまんなか月間」及び夏休み期間など時機を捉えたキャンペーンの実施等を行う。

2. 社会の気運醸成に向けた全国民的な推進組織による取組の支援

社会全体の構造・意識の改革は、各層・各界の交流や気づきの共有・広がりにより達成されると期待できることから、経済界・労働界、地方自治体や若者世代といった幅広い人々が参画した、全国民的な推進組織による取組を支援する。

具体的には、企業・地域社会などの構成員や若い世代の意識が高まり、それぞれの行動変容に結びつくよう、全国民的な推進組織が行う広報内容や手法の検討、広報・意識醸成コンテンツの作成、対面・メディア・SNS等の各種媒体を活用した発信等の取組を支援する。

社会の意識改革

○こどもまんなかアクション

- ・こどもや子育て世代を応援する企業・団体・個人の取組を「見える化」することにより気運醸成を図る取組。
 - こどもまんなかの趣旨に賛同した方に、「こどもまんなか」な行動（アクション）を取っていただき、SNS等での発信を呼び掛ける（応援サポーター）。
 - 全国でリレーシンボを開催。

→ターゲット（こどもに関わる地域・経済・社会）
→こどもまんなか社会の実現

○民間主導の取組支援

- ・経済界、労働界、地方自治体や若者世代といった幅広い人々が参画した、全国民的な推進組織による取組を後押しし、民間主導で、職場慣行を含めた働き方の見直しや社会全体の意識改革を実現していく取組を支援

→全国民的な推進組織の活動につなげる
→職場慣行を含めた働き方の見直しや社会全体の意識改革

実施主体等

【実施主体】国（民間事業者等へ委託）

「こどもの福祉と保健に関する状況報告」の実施について

概要

厚生労働省において実施しているこども・子育て関係の統計調査（調査項目は別紙参照。一部調査項目を見直し）を移管し、令和7年度から新たに、こども家庭庁の一般統計調査として「こどもの福祉と保健に関する状況報告」を実施。

<移管対象調査>

- 福祉行政報告例（児童虐待相談対応件数、児童福祉施設・保育所等の在在所者数、児童扶養手当受給資格者数など）
- 衛生行政報告例（不妊手術件数、人工妊娠中絶件数）
- 地域保健・健康増進事業報告（妊娠届出数、母子への健診状況・保健指導数など）

今後のスケジュール

移管対象報告表について、令和7年度においては、令和6年度（以前の）調査は従来どおり厚生労働省に提出し、令和7年度調査はこども家庭庁に提出。令和8年度以降は、全てこども家庭庁に提出。

		R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
厚生労働省	R6 福祉行政報告例	調査実施	R7.3月分 児扶手受給者数(第61表)の提出 4月末〆 児童虐待相談対応件数、児童福祉施設等の在在所者数等(第22,43~52,54の3~57表)の提出 5月末〆	
	R6 衛生行政報告例	調査実施	不妊手術・人工妊娠中絶件数(第52・53表)の提出 5月末〆	
	R6 地域保健・健康増進事業報告	調査実施	妊娠届出数・母子への健診状況・保健指導数等(2(1)~2(4)表)の提出 6月末〆	
こども家庭庁	R7 こどもの福祉と保健に関する状況報告	2月頃 実施通知の発出 記入要領の連絡 3月頃 報告様式等の連絡	調査実施 ↓ 保育所等の在在所者数(第9・10表)の提出 5月末〆 ↓ R7'上半期分 児扶手受給者数(第15表)の提出 11月末〆	全ての報告表の提出

【別紙】 「こどもの福祉と保健に関する状況報告」の報告表(移管対象表)

R6 福祉行政報告例

第22	未熟児の養育医療及び結核児童の療育の給付
第43	児童相談経路別児童受付
第44	児童相談種類別児童受付
第45	児童相談種類別対応件数
第46	児童相談所における措置停止・措置中等の調査・診断・指導・措置解除
第47	一時保護児童
第48	児童相談所における調査・診断及び心理療法・カウンセリング等
第49	児童相談所における養護相談の理由別対応件数
第49の2	市町村における養護相談の理由別対応件数
第50	児童福祉施設・在所者
第52	助産施設・母子生活支援施設在所者
第54	保育所・在所者(4月1日現在)
第54の2	幼保連携型認定こども園・在所者(4月1日現在)
第54の3	保育所及び幼保連携型認定こども園における入退所者の状況
第56	里親及び小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)
第57	里親及び小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託されている児童
第61	児童扶養手当受給資格者の認定及び異動状況 (※月報)

R6 衛生行政報告例

第52	不妊手術
第53	人工妊娠中絶

R6 地域保健・健康増進事業報告

2(1)	母子保健(妊娠の届出)
2(2)	母子保健(健康診査)
2(3)	母子保健(保健指導)
2(4)	母子保健(訪問指導)

R7 こどもの福祉と保健に関する状況報告

(福祉関係票)

第1	児童相談受付件数(経路別)
第2	児童相談種別判定件数(年齢別)
第3	児童相談所における児童虐待相談対応件数(経路別・虐待種別・主な虐待者別・年齢別)
第4	市町村における児童虐待相談対応件数(経路別・虐待種別・主な虐待者別・年齢別)
第5	児童相談対応種別件数(相談種別)
第6	一時保護児童
第7	児童福祉施設・在所者
第8	助産施設・母子生活支援施設在所者
第9	保育所・在所者(4月1日現在)
第10	幼保連携型認定こども園・在所者(4月1日現在)
第11	保育所及び幼保連携型認定こども園における入退所者の状況
第12	里親及び小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)
第13	里親及び小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託されている児童
第14	未熟児の養育医療及び結核児童の療育の給付
第15	児童扶養手当受給資格者の認定及び異動状況 (※半期報)

(母体保護票)

第16	不妊手術
第17	人工妊娠中絶

(母子保健票)

第18	母子保健(妊娠の届出)
第19	母子保健(健康診査)
第20	母子保健(保健指導)
第21	母子保健(訪問指導)

→ (黒) そのまま移管 → (赤) 見直しの上で移管 × 廃止

こども政策DXの具体的な取組①

① 必要な情報を最適に届ける仕組みの構築（子育て支援制度レジストリの整備）

- ◆2024年度中に、未就学児を対象とした支援制度から、全国の子育て支援制度を網羅的に調査
- ◆子育て支援制度レジストリ（データベース）を国が整備、民間の子育てアプリと連携
- ◆2025年度以降、日常使う子育てアプリに、必要な情報を最適なタイミングで先回りしてスマートに配信、子育て世帯が自ら調べて把握する時間の削減や子育て支援制度の利用率向上を目指す

こども家庭庁
総務省、デジタル庁、他

② 出生届のオンライン化

- ◆2024年8月に、希望する市区町村について、出生証明書の画像添付方式による出生届のオンライン化を実現
- ◆2026年度を目途に、マイナポータルから戸籍情報連携システムを介した出生届のオンライン届出を可能とし、全市区町村での実施を目指す。
出生証明書については、医療機関から自治体に直接提出を可能に

法務省、厚生労働省
デジタル庁、こども家庭庁

こども政策DXの具体的な取組②

③母子保健DXの推進

- ◆全国共通の情報連携基盤（PMH※）を整備し、スマホでの健診受診・健診結果の確認を可能とすることで、利便性の向上を実現
- ◆電子版母子健康手帳の在り方について、有識者を構成員とした検討会において、課題と対応を整理し、この議論を踏まえ、ガイドラインを作成
- ◆これらの取組により、電子版母子健康手帳の普及を含む母子保健DXの全国展開を目指す。

こども家庭庁、
デジタル庁

※ PMH（Public Medical Hub）：住民、医療機関、自治体間で母子保健情報を迅速に共有・活用するための情報連携基盤。

④里帰りをする妊産婦への支援

- ◆里帰り先と住民票所在地の自治体で切れ目のない支援を提供するとともに、煩雑な手続を不要にし利便性の向上を実現
- ◆自治体や子育て経験者に対する里帰りに関する実態やニーズを調査するとともに、里帰りに係る情報連携のための制度改正を行ったところであり、引き続き、里帰り妊産婦に係る母子保健情報の自治体間の情報連携を可能とするため、PMHを整備

こども家庭庁、
デジタル庁

⑤保育DXによる現場の負担軽減

フェーズ1：保育DXの前提としてのICT環境整備

- ◆2025度中に100%を目指し**保育所等のICT導入や業務支援アプリの活用を推進**
- ◆フェーズ2で整備する基盤の標準仕様の検討を踏まえ、**段階的・計画的にICTの環境整備**

フェーズ2：保育DX（データ連携による付加価値の創出）

- ◆給付・監査等の**業務の標準化**、保育施設等や自治体の業務システムと連携した**施設管理プラットフォームの整備**により**事務負担を大幅に軽減**
- ◆保育所入所申請事務や届出情報の**標準化**、再調整等の**申請手続の簡素化**
- ◆保活情報連携基盤を構築し、情報収集や施設見学予約、窓口申請等の一連の**保活をワンストップで完結**
- ◆就労証明書については**追加項目を精査・標準化**、**オンライン提出を可能とする**

※デジ田交付金TYPE Sを活用して保育業務のワンズオンリー、保活ワンストップを試行
フェーズ1から2への移行を支える取組として、**保育ICTラボへの支援を検討。**

ロールモデルの創出と横展開を図る

⑥放課後児童クラブDXの推進

- ◆利用者、事業所、自治体の負担軽減等のため、**自治体や事業所の放課後児童クラブDXを推進**
- ◆利用申請のオンライン化や利用調整の円滑化、こどもの利用状況の把握、保護者との連絡調整等をICTによって推し進めるため、業務内容の整理を進めるとともに、**利用手続や事業運営に関するDX推進実証事業**を実施

⑦こどもや家庭に寄り添った相談業務のDXの促進

- ◆2024年度中に児童相談所やこども家庭センターにおける**デジタル技術の活用状況を把握**。業務フロー内で**デジタル技術の活用により効率化が期待される業務プロセスを整理**
- ◆その結果も踏まえ、他のこども・子育て分野等のDXの取組と連動しながら、**児童相談所（都道府県等）やこども家庭センター（市町村）の業務支援アプリ等の活用を含めたICT化をより一層推進**